

事務連絡
令和5年4月7日

愛知県所管の準学校法人経理担当者様

愛知県県民文化局県民生活部
学事振興課私学振興室長

35 専修学校・各種学校のみを設置する学校法人が作成する計算書類について

私立学校法第64条第4項の専修学校・各種学校のみを設置する学校法人におかれては、学校法人に準じ、学校法人会計基準(昭和46年文科省令第18号)に基づいた決算書及び予算書を作成されるよう、平成5年10月6日付け総務部長通知で示したところです。

近時、一部の法人において、決算書(貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書及びその附属書類)及び予算書について、一部不備及び作成漏れ等が見受けられますので、学校法人会計基準を参照のうえ、遺漏のないようにしてください。

当該会計基準の規定上、必要とされる附属書類及び省略できる会計処理等について、別添のとおりとりまとめましたので、参考にしてください。

担当 指導グループ
電話 052-954-6186
FAX 052-971-9889
電子メール shigaku@pref.aichi.lg.jp